十五　［略］

十六　郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなったことを知った場合

［十七～二十七　略］

［2～5　略］

6　銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十四号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条　郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一　［略］

二　郵便保険会社に関する次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　株式交換により子会社対象会社（法第百三十九条第九項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

⑴・⑵　略

三　［略］

四　当該認可に係る子会社対象会社に関する次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　業務の内容（当該認可に係る子会社対象会社が保険業法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社（第二十八条第一項第十号及び第十二号において「保険業高度化等会社」という。）である場合には、業務の内容及び当該業務を遂行する体制）を記載した書類

［ハ・ニ　略］

五　［略］

六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）、第二項後段又は第四項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［略］

（郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務）

第十九条　法第百三十九条第九項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～三　略］

十五　［同上］

十六　郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合

［十七～二十七　同上］

［2～5　同上］

6　銀行法第二条第十一項の規定は、第一項第十一号から第十三号まで及び第十六号に規定する議決権について準用する。

（郵便保険会社の子会社対象会社を子会社とすることについての認可の申請）

第十八条　郵便保険会社は、法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び総務大臣に提出しなければならない。

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　株式交換により子会社対象会社（法第百三十九条第八項に規定する子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を子会社（保険業法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下第二十八条までにおいて同じ。）とする場合には、次に掲げる書類

⑴・⑵　同上

三　［同上］

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　業務の内容を記載した書類

［ハ・ニ　同上］

五　［同上］

六　その他金融庁長官及び総務大臣が法第百三十九条第一項（同条第三項で準用する場合を含む。）又は第二項の規定による認可に係る審査をするため必要と認める事項を記載した書類

2　［同上］

（郵便保険会社の子会社対象会社から除かれる会社が行う業務）

第十九条　法第百三十九条第八項に規定する内閣府令・総務省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

［一～三　同上］